

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】	環境企画課	る規則 （県例規集登載）	目次
○ フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者等の指定	環境企画課		
○ フロン類をフロン類破壊業者等に確実に引き渡すと認められる者の指定 （以上県例規集登載） 【告示】	〃		
○ 指定代理納付者の指定	税務課		
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課		
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	〃		
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	長寿社会課		
○ 都市計画の変更	都市計画課		
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	〃		
○ 〃	〃		
○ 〃	〃		
【人事委員会】	人事委員会		
○ 管理職手当に関する規則の一部を改正す	人事委員会		
			担当課（室）

◎岡山県規則第四号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十四年岡山県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第二条中「第十四条」を「第三十二条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

第三条中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第一種フロン類回収業者廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「省令第七条」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）第四十九条第一号」に、「再利用する者」を「第一種フロン類再生業者」に、「と認められる者」を「者であつて、かつ、同号イ及びロに掲げる要件の全てに該当すると認められるもの」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条第三項中「省令第七条に規定するフロン類を再利用する者（以下「再利用者」という。）」を「第一種フロン類再生業者」に改め、同条第四項中「第二十一条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第五項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「フロン類を」を「フロン類を第一種フロン類再生業者又は」に、「破壊を」を「再生又は破壊を」に、「第三十三条第四項後段」を「第六十九条第五項後段又は第七十五条第一項後段」に改め、同条第六項及び第七項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、同条を第四条とする。

第六条中「を行ったときは、フロン類の種類ごとに、次に掲げる事項に関し」を「
とに、遅滞なく、省令第四十九条第一号イ(1)から(4)までに掲げる事項について」に、「作
成した」を「その作成の」に改め、同条各号を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項中「フロン類の種類ごとに、次に掲げる事項を」を「省令第四十九条第
一号ロ(1)から(5)までに掲げる事項について」に改め、同項各号を削り、同条を第六条と
する。

様式第一号中「第一種フロン類回収業者廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収
業者廃業等届出書」とし、「第一種フロン類回収業を」と「第一種フロン類充填回収業を」
とし、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」と「フロ
ン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」とし「第15条第1項」と「第33条
第1項」と定める。

様式第二号中「第7条関係」と「第6条関係」とし「特定製品に係るフロン類の回収
及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則」と「フロン類の使用の合理化及び管理
の適正化に関する法律施行細則」とし「第7条第1項」と「第6条第1項」とし

第一種フロン類回収業者から引き取った量	kg	と
---------------------	----	---

第一種フロン類充填回収業者から引き取った量	kg	とし「再利 用」
-----------------------	----	-------------

用者」を「第一種フロン類再生業者」と定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条及び様式第二号の規定は、平成二十七年度以降の年度に係る報告に
ついて適用し、平成二十六年度に係る報告については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）第十四条第九号及び第四十条第二号並びに第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成二十六年経済産業省・環境省告示第十三号。以下「告示」という。）第二①②③ロ及び②②のフロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者等を次のとおり指定し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 省令第十四条第九号のフロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

1 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が認定した第一種冷媒フロン類取扱技術者（以下「第一種冷媒フロン類取扱技術者」という。）

2 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が認定した第二種冷媒フロン類取扱技術者（以下「第二種冷媒フロン類取扱技術者」という。）（圧縮機を駆動する電動機又は内燃機関の定格出力が二十五キロワット以下のエアコンディショナー又は当該定格出力が十五キロワット以下の冷蔵機器及び冷凍機器のみを取り扱う者に限る。三の2及び四の2において同じ。）

3 その他知事が適当と認める者

二 省令第四十条第二号のフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

1 第一種冷媒フロン類取扱技術者

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者

3 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構冷媒回収推進・技術センターが認定した冷媒回収技術者

4 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者

5 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定に合格した冷凍空気調和機器施工技能士

6 高圧ガス保安協会の認定を受けた冷凍空調施設工事業所の冷凍空調工事保安管理
理者

7 公益社団法人日本冷凍空調学会の認定を受けた冷凍空調技士

8 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（機械部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

9 その他知事が適当と認める者

三 告示第二1(2)③ロのフロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナ
ー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造及び運転方法について十分な知見を有する者

1 第一種冷媒フロン類取扱技術者

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者

3 その他知事が適当と認める者

四 告示第二2(2)②のフロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知
見を有する者

1 第一種冷媒フロン類取扱技術者

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者

3 その他知事が適当と認める者

◎岡山県告示第百六号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年岡山県規則第四十九号）第四条第一項の規定により、同項に規定するフロン類をフロン類破壊業者等に確実に引き渡すと認められる者を次のとおり指定し、平成二十七年四月一日から施行する。なお、平成十四年岡山県告示第二百九号（フロン類をフロン類破壊業者に確実に引き渡すと認められる者の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第四条第一項に規定するフロン類をフロン類破壊業者等に確実に引き渡すと認められる者は、次に掲げる者とする。

- 一 一般社団法人岡山県冷凍空調協会
- 二 岡山再生資源事業協同組合

◎岡山県告示第百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定代理納付者の名称及び住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

インターネットを利用して納付の手続きを行い、かつ、クレジットカードで納付する自動車税及び寄附金に係る歳入

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

VISA

MasterCard

JCB

DinersClub

AMERICAN EXPRESS

四 指定代理納付者による代理納付を開始する日

平成二十七年四月一日

◎岡山県告示第百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

娜の虹

2 所在地

玉野市宇野一―三八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人手毬の里

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間四三〇―二

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三八一

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

虹

2 所在地

玉野市迫間四三〇―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人手毬の里

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間四三〇―二

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三九九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

共同生活援助事業所やまなみ荘

2 所在地

高梁市原田北町一二一四―一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

2 主たる事務所の所在地

総社市井手一〇〇四―二

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 事業所番号

三三二〇九〇〇〇五七

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほっとルーム倉敷Ⅱ

2 所在地

倉敷市笹沖六九五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社エイド

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西富井一二二五―一六

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四七七

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ラルーチェめぐみ

2 所在地

津山市川崎五九四―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

2	主たる事務所の所在地
	津山市川崎一五〇八
三	指定年月日
	平成二十七年三月一日
四	事業所番号
	三三五〇三〇〇〇九五
五	事業の種類
	児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター しーさいど

2 所在地

岡山県玉野市宇野四丁目一〇番一〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人晴寿会

2 所在地

岡山県玉野市宇野一丁目四二番二六号

三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一一三九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスかなち

2 所在地

岡山県高梁市落合町阿部一九九六一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称	株式会社かなち
2	所在地	岡山県高梁市落合町阿部一九九二一六
3	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
4	介護保険事業所番号	三三七〇九〇〇四〇三
5	サービスの種類	通所介護
介護予防通所介護		

一	事業所の名称及び所在地	
1	名称	デイサービスセンター満天
2	所在地	岡山県赤磐市河本一〇二九番地三
二	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	株式会社アネモネ
2	所在地	岡山県赤磐市河本一〇二九番地三
三	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
四	介護保険事業所番号	三三七二二〇一二二二
五	サービスの種類	通所介護
介護予防通所介護		

◎岡山県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁市旭町の一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

◎岡山県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年三月二十四日付け岡山県告示第百九十号で告示した津山広域都市計画道路路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

津山市	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
		津山広域都市計画道路 三・五・津十 路事業 総社川崎線	平成二十一年三月二十 四日から 平成三十二年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年三月二十一日付け岡山県告示第百五十一号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
		岡山県南広域都市計画道路事業 三・三・岡三百九 上石井岩井線	平成二十年三月二十一日から 平成三十二年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年三月十三日付け岡山県告示第百二十八号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
岡山市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・二・岡二百四 下中野平井線及び 三・二・岡二百五 平井神崎線	平成二十一年三月十三 日から 平成三十六年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

理事官
留置管理官

を

理事官

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年三月十二日から施行する。